

厚生労働省発障０８３１第２号  
平成２９年８月３１日

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
各 一部事務組合の管理者 殿  
広域連合の長  
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の  
国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成２１年８月２５日厚生労働省発障  
０８２５第１号本職通知の別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支  
援事業費補助金交付要綱」により行われているところであるが、今般、交付要  
綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成２９年４月１日から適用す  
ることとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定  
都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願  
いたい。